

# 姫路獨協大学動物実験委員会規程

(平成18年9月21日制定)  
改正 平成19年 5月17日  
平成20年10月 1日  
平成26年 2月20日  
平成27年 9月24日

## (設置)

第1条 姫路獨協大学に、動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び姫路獨協大学動物実験規程等の学内規程に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を学長に報告し年1回以上ホームページ等で学外に公表すること。
- (2) 動物実験計画の立案及び実施について、動物実験責任者若しくは動物実験実施者に対し、必要に応じて指導、助言等を行うこと。
- (3) 動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ助言を行うこと。
- (4) 動物実験の適切な実施と動物実験実施者の資質向上のため、年に1回以上動物実験実施に係る教育訓練講習会を開催すること。
- (5) 適切な動物実験の実施と透明性確保のために、自己点検及び、第三者（本学外）による検証を年1回程度実施すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する薬学部及び医療保健学部の教員 各2名以内
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する薬学部及び医療保健学部の教員 各2名以内
- (3) 当該実験に関与していない有識者 1名

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

## (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成18年 規程第21号）

1. この規程は、平成18年9月21日から施行する。
2. この規程施行後、最初に選出される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年 規程第20号）

この規程は、平成19年5月17日から施行する。

附 則（平成20年 規程第20号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成26年 規程第7号）

この規程は、平成26年2月20日から施行する。

附 則（平成27年 規程第21号）

この規程は、平成27年9月24日から施行する。